

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五九年五月八日法律第二十七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に存する部分林については、その契約期間中は、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (平成一〇年一〇月一九日法律第一三五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定 公布の日</p> <p>附 則 (平成一三年七月一一日法律第一〇七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>
--	--

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条条(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。)、第五十条、第九十九条並びに第一百五十五条の規定 公布の日(以下「公布日」という。)</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p>附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>
---	--